

第 13 号議案

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２９年蒲郡市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成１７年法律第８５号）第２条第１号」を「物資の流通の効率化に関する法律（平成１７年法律第８５号）第４条第１号」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。